



災害名 発生年月日			大雨	降雪	暴風	大雨	大雨	台風7号	大雨	大雨	大雨	大雨	大雨・暴風	大雨	大雨	
			1月14日	1月21日	3月17日	4月12日	7月14日	台風7号	8月12日	8月19日	9月6日	9月26日	10月6日	10月24日	12月26日	
その他	電気	戸	0	0	0	0	358	0	200	0	0	0	0	300	0	858
	ガス	戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
火災発生	建物	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険物	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
り災世帯数	世帯	0	0	0	21	13	0	0	2	0	9	1	0	1	47	
り災者数	人	0	0	0	268	32	0	0	5	0	24	6	0	4	339	
公共文教施設	千円	0	0	13,500	0	0	0	0	0	0	0	0	636	0	14,136	
農林水産施設	千円	5,000	0	0	133,030	0	64,000	0	0	0	116,421	205,102	5,400	96,370	625,323	
公共土木施設	千円	0	0	0	987,562	0	209,500	33,100	0	0	151,001	253,467	9,330	642,650	2,286,610	
その他の公共施設	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	317	0	300	617	
小計	千円	5,000	0	13,500	1,120,592	0	273,500	33,100	0	0	267,422	458,886	15,366	739,320	2,926,686	
その他	公共施設被害	団体	1	0	1	7	0	4	2	0	0	8	8	3	9	43
	農産被害	千円	0	0	0	4,516	0	0	0	0	0	56,247	42,367	35,632	138,762	
	林産被害	千円	0	0	0	546	0	0	0	0	0	0	0	0	546	
	畜産被害	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水産被害	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	商工被害	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	千円	1	0	1	5,069	0	4	2	0	0	8	56,255	42,370	35,641	139,351	
被害総額	千円	5,001	0	13,501	1,125,661	0	273,504	33,102	0	0	267,430	515,141	57,736	774,961	3,066,037	
都道府県災害 対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数	0	0	35	72	36	56	0	0	0	104	331	63	45	742		
消防団員出動延人数	5	0	0	631	0	255	0	0	0	249	1,452	192	35	2,784		

(2) 石油コンビナート災害

石油コンビナート等特別防災区域には、原油をはじめとする揮発性の石油類、可燃性の高圧ガス及び有毒ガスなどの危険性物質が多量に貯蔵され、取り扱われている。ここで一旦災害が発生すれば、当該事業所はもちろん、近隣のコンビナート等構成事業所及び地域住民に与える影響は極めて大きい。このため、当該地区の特定事業所については、防災資機材、防災要員を完備した自衛防災組織等の設置が義務付けられており、一般の事業所より防災体制が強化されているところである。

なお、昭和51年1月1日から平成19年12月31日までの石油コンビナート等における異常現象発生件数及び死傷者数は、次のとおりである。

年	種別	異常現象発生件数				死傷者数		
		爆発	火災	漏洩	その他	計	負傷者	死者
51		1	2	4	3	10	3	0
52		1	5	4	3	13	1	2
53		0	9	2	2	13	3	0
54		2	1	5	2	10	0	0
55		1	4	2	0	7	0	0
56		1	7	6	4	18	1	0
57		0	4	3	3	10	9	0
58		0	5	2	1	8	0	0
59		0	9	5	0	14	4	1
60		0	10	4	1	15	2	0
61		1	3	1	0	5	2	0
62		1	6	3	1	11	4	0
63		0	5	3	4	12	1	0
元		2	1	3	0	6	5	1
2		1	2	2	1	6	4	2
3		3	4	1	0	8	16	2
4		1	3	2	0	6	7	10
5		1	2	0	0	3	0	0
6		2	3	1	0	6	2	1
7		0	5	1	2	8	0	0
8		2	5	0	5	12	1	2
9		0	9	1	0	10	8	1
10		0	5	3	3	11	2	1
11		1	8	9	0	18	4	0
12		0	7	6	3	16	2	0
13		0	4	3	0	7	1	0
14		0	6	4	1	11	9	2
15		0	5	4	0	9	0	0
16		0	19	7	2	28	2	0
17		1	11	5	0	17	3	0
18		2	15	18	1	36	2	0
19		0	10	10	0	20	1	0
計		24	194	124	42	384	99	25

## 2. 防災計画

### (1) 地域防災計画

千葉県地域防災計画は、県の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して住民の生命や身体、財産を災害から守るため災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、国の防災基本計画に基づき千葉県防災会議が策定するものであり、昭和38年8月に作成された。

その後、本県の実情に即したより具体的かつ実効性のある計画とするため、必要に応じ、見直しを重ねている。

直近では、平成19年3月に、兵庫県南部地震以降の防災に対する県民の意識や社会環境の変化を反映させるとともに、平成16年10月に発生した新潟県中越地震に多数の千葉県職員が被災地での救援活動及び復旧活動に従事する等実際の多様な体験から得られた教訓も踏まえた見直しを行った。

### (2) 石油コンビナート等防災計画

千葉県石油コンビナート等防災計画は、石油コンビナート等特別防災区域における予防対策、応急対策及び公共施設等の災害復旧等を総合的かつ計画的に推進するため、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づき昭和52年度に作成された。

その後、毎年度検討を行い、必要がある場合は修正を行っている。

## 3. 災害対策本部の設置等

県の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、災害対策基本法等に基づき県災害対策本部等を設置し各種災害応急対策を実施することとなっている。

### (1) 災害対策本部設置状況（昭和50年以降）

	設置期間	配備体制	原因
1	昭和52年9月19日	非常第1配備	台風11号
2	昭和54年10月19日	非常第1配備	台風20号
3	昭和56年8月23日	非常第1配備	台風15号
4	〃 10月23日～11月23日	非常第1配備	台風24号
5	(昭和59年1月19日～3月31日)	雪害対策本部	大雪
6	昭和60年7月1日～7月22日	非常第1配備	台風6号
7	昭和61年8月4日～8月8日	非常第1配備	台風10号
8	昭和63年8月11日～8月13日	非常第1配備	熱帯低気圧による大雨
9	平成元年8月1日～8月4日	第3配備	雷を伴った大雨
10	平成8年9月22日～9月24日	第3配備	台風17号
11	平成9年7月2日～7月9日	第3配備	ダイヤモンドグラス号油流出等
12	平成16年10月9日～10月14日	第2配備	台風22号
13	平成16年10月20日～10月21日	第1配備	台風23号
14	平成17年4月11日	第3配備	千葉県北東部を震源とする地震

※ 平成元年から配備名変更（非常第1配備 → 第3配備）

### (2) 応急対策本部設置状況（平成11年5月1日施行）

	設置期間	配備体制	原因
1	平成12年 7/ 7～ 8	第1配備	台風3号（長生第2配備）
2	平成13年 5/ 9～10	第1配備	銚子沖船舶衝突事故による油流出
3	〃 7/26～30	第1配備	九十九里浜沖船舶衝突事故による油流出（衝突 7/15）
4	〃 9/10～11	第2配備	台風15号
5	平成14年10/ 1～ 2	第1配備	台風21号
6	平成16年10/ 9	第2配備	台風22号（15:00 災害対策本部に切替え）

7	平成17年 7/23～ 平成18年7月11日	第1配備	九十九里沖海難事故による油流出(衝突 7/22)
8	平成18年 4/17～ 平成19年3月28日	第1配備	東京湾口船舶衝突事故による油流出(衝突 4/13)

(3) 流出油対策本部設置状況(平成9年9月11日施行・平成11年4月30日廃止)

	設置期間	配備体制	原因
1	平成10年 8/16～20	第2配備	第5山菱丸からの油流出事故(発生8/15)

(4) 災害対策本部設置前(昭和60年以降の自然災害対応)

	設置期間	配備体制	原因
1	昭和60年 8/30～31	警戒配備	台風14号
2	昭和61年 9/ 2～3	注意配備	台風15号
3	" 10/ 8	注意配備	台風18号
4	昭和62年 8/11	注意配備	台風10号
5	" 9/16～17	警戒配備	台風13号
6	" 12/17～3/31	注意配備	千葉県東方沖地震
7	昭和63年 9/15～16	注意配備	台風18号
8	" 9/28	注意配備	秋雨前線による大雨
9	平成 元年 8/ 6	第2配備	台風13号
10	" 8/26～27	第1配備	台風17号
11	" 9/19～20	第2配備	台風22号
12	" 11/ 2	第1配備	津波注意報(三陸はるか沖地震)
13	" 12/ 9	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
14	平成 2年 2/20	第1配備	伊豆大島近海を震源とする地震
15	" 6/ 1	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震
16	" 8/ 5	第1配備	千葉県東部を震源とする地震
17	" 8/ 9～10	第1配備	台風11号
18	" 8/23	第1配備	千葉県中部を震源とする地震
19	" 9/19～20	第1配備	台風19号
20	" 9/24	第1配備	津波注意報(東海道はるか沖地震)
21	" 9/30～10/1	第1配備	台風20号
22	" 11/30	第1配備	台風28号
23	平成 3年 8/ 6～7	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
24	" 9/ 3	第1配備	津波注意報(東海道はるか沖地震)
25	" 9/ 8～9	第2配備	台風15号
26	" 9/19～20	第2配備	台風18号
27	" 10/ 1	第1配備	秋雨前線による大雨
28	" 10/ 8	第1配備	秋雨前線による大雨
29	" 10/11～13	第1配備	台風21号
30	平成 4年 2/ 2	第1配備	東京湾を震源とする地震
31	" 7/18	第1配備	津波注意報(三陸はるか沖地震)
32	平成 5年 7/ 5	第1配備	大雨
33	" 7/25～26	第1配備	台風4号と梅雨前線の停滞に伴う大雨
34	" 8/ 8	第1配備	津波注意報(グアム島地震)
35	" 8/26～28	第2配備	台風11号

36	平成 6年 6/29	第1配備	千葉県南方沖を震源とする地震
37	〃 10/ 4~5	第1配備	津波注意報 (北海道東方沖地震)
38	〃 10/ 9	第1配備	津波注意報 (北海道東方沖地震の余震)
39	〃 12/28	第1配備	津波注意報 (三陸はるか沖地震)
40	平成 7年 1/ 7	第1配備	津波注意報 (三陸はるか沖地震の余震)
41	〃 7/ 3	第1配備	相模湾を震源とする地震
42	〃 7/31	第1配備	津波注意報 (チリ北部地震)
43	〃 9/16~17	第2配備	台風12号
44	〃 10/10	第1配備	津波注意報 (メキシコ太平洋沿岸地震)
45	〃 10/19	第1配備	津波注意報 (奄美大島近海地震)
46	〃 12/ 4	第1配備	津波注意報 (択捉島地震)
47	平成 8年 2/17	第1配備	津波注意報 (福島県沖地震)
48	〃 2/17	第2配備	津波警報 (ニューギニア地震)
49	〃 2/22	第1配備	津波注意報 (ペルー沖地震)
50	〃 6/10	第1配備	津波注意報 (アリューシャン列島地震)
51	〃 7/10~11	第1配備	梅雨前線及び台風5号
52	〃 9/ 5	第1配備	津波注意報 (鳥島近海地震)
53	〃 9/11	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
54	〃 11/28	第1配備	房総半島南東沖を震源とする地震
55	平成 9年 3/ 4	第1配備	静岡県伊豆地方を震源とする地震
56	〃 4/22	第1配備	津波注意報 (ニューギニア付近地震)
57	〃 6/20	第1配備	台風7号
58	〃 9/18~19	第1配備	台風20号
59	〃 9/30	第1配備	津波注意報 (鳥島東方沖地震)
60	〃 12/ 5	第1配備	津波注意報
61	平成10年 8/29	第1配備	東京湾を震源とする地震
62	〃 9/16	第2配備	台風5号
63	〃 11/30	第1配備	津波注意報 (インドネシア付近地震)
64	平成12年 6/ 3	第2配備	千葉県北東部を震源とする地震
65	〃 7/15	第1配備	新島・神津島を震源とする地震
66	〃 7/21	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
67	平成13年 8/21~22	第1配備	台風11号
68	〃 9/18	第1配備	東京湾を震源とする地震
69	平成14年 2/11	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
70	〃 5/ 4	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震
71	〃 6/14	第1配備	茨城県南部を震源とする地震
72	〃 7/10~11	第1配備	台風6号
73	〃 7/16	第1配備	台風7号
74	平成15年 5/17	第1配備	千葉県北東部を震源とする地震
75	〃 5/26	第1配備	宮城県沖を震源とする地震
76	〃 8/15~16	第1配備	秋雨前線による大雨
77	〃 9/20	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震
78	〃 10/15	第1配備	千葉県北西部を震源とする地震
79	〃 11/23	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震

80	平成16年 7/17	第1配備	千葉県南東沖を震源とする地震
81	〃 9/5	第1配備	東海道沖を震源とする地震（津波注意報）
82	〃 10/6	第1配備	茨城県南部を震源とする地震
83	〃 10/23	第1配備	新潟県中越地震
84	平成17年 2/16	第1配備	茨城県南部を震源とする地震
85	〃 6/20	第1配備	千葉県北東部を震源とする地震
86	〃 7/23	第2配備	千葉県北西部を震源とする地震
87	〃 7/26～27	第1配備	台風7号
88	〃 8/16	第1配備	宮城県沖を震源とする地震
89	〃 8/25～26	第2配備	台風11号
90	〃 10/16	第1配備	茨城県南部を震源とする地震
91	〃 10/19	第1配備	茨城県沖を震源とする地震
92	平成18年10/14	第1配備	千葉県南東沖を震源とする地震
93	〃 11/15	第1配備	千島沖を震源とする地震（津波注意報）
94	平成19年 1/13	第1配備	千島列島を震源とする地震（津波注意報）
95	〃 7/15	第1配備	台風4号
96	〃 8/16	第1配備	千葉県東方沖を震源とする地震
97	〃 8/17	第1配備	南米西部沖を震源とする地震（津波注意報）
98	〃 8/18	第2配備	千葉県南部を震源とする地震
99	〃 8/18	第1配備	千葉県北東部を震源とする地震
100	〃 8/18	第1配備	千葉県南部を震源とする地震
101	〃 9/6～7	第1配備	台風9号

※ 平成11年4月1日より「津波予報」の基準等が改正（当該改正により、「津波注意報」の発表回数は従来より大幅に減少した）。

※ 平成元年から配備名変更（「注意配備」→「第1配備」、「警戒配備」→「第2配備」）

#### 4. 地震対策の推進

本県の地震対策については、昭和48年度に千葉県地域防災計画の別冊とした千葉県震災対策総合計画に地震災害に関する予防対策、応急対策及び普及対策を定めた。この千葉県震災対策総合計画は昭和60年度に千葉県地域防災計画（震災編）に改称された。その後、2回の地震被害想定調査と昭和62年12月に発生した千葉県東方沖地震や平成7年1月に発生した兵庫県南部地震等を教訓としながら、「千葉県地域防災計画（震災編）」を修正しながら今日に至っている。

また、兵庫県南部地震が活断層により引き起こされたこと、地下構造により建物被害が増大したことを受けて、平成9年度から各種調査を実施した。

このうち活断層調査は、国がその活動により社会的・経済的に大きな影響を与えるとした「東京湾北縁断層」と「鴨川低地断層帯」の調査を実施した。

東京湾北縁断層は、調査した範囲には活断層は確認されず、国も県の調査を受けて東京湾北縁断層は活断層ではないと公表した。また、鴨川低地断層帯は、活断層により生じたとされた地形は、主として基盤岩の岩質（硬軟）の違いによる差別侵食によって形成されたもので、断層活動によるものではなく、活断層である可能性が低いことが明らかになった。（国も活断層であるかどうかの確実な証拠に乏しいと公表した。）

県西部地域では地下構造調査を実施し、基盤岩上面の構造が東京湾と江戸川に向けてなだらかに傾斜していることが明らかになり、地震の際にゆれが集中するような構造ではなく、また、基盤岩から地表まで連続するような断層も確認できなかった。県中央部地域でも、県西部地域と同様に地下構造調査を実施した。市原市で基盤の落ち込みが認められたが、基盤岩から地表まで連続するような断層は確認できなかった。これら地下構造調査の成果から、三次元地下構造モデルを作成した。

(1) 八都県市災害時相互応援に関する協定について

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ広域応援体制を考えた場合、実践的な相互応援体制の確立と平素からの緊密な連携が重要であることから、首都圏を構成する七都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市 ※）では平成4年5月14日に締結した「七都県市災害時相互応援に関する協定」について、応援の種類の明確化、迅速な応援体制の確立などについて検討し、より実践的な内容とするため平成8年度に抜本的な見直しを行った。

さらに、本協定の効果的、実践的な応援体制が図られるよう、平成16年11月に「八都県市広域防災プラン（震災編）」を策定し、平成17年10月には「応援調整本部行動マニュアル」を策定した。

さらに、平成18年11月に「八都県市広域防災プラン（風水害編）」を策定したことに伴い、平成19年4月には震災編の増補版を策定し、またマニュアルの見直しを行い、平成19年10月に震災時及び風水害時に共通して使用できるマニュアルに改訂した。

なお、平成17年5月18日に、連携の強化を図るため「八都県市災害時相互応援に関する協定」の改正を行ったところである。

※ 平成15年4月1日から、さいたま市加入により八都県市

(参考) 相互応援協定の締結状況

- (ア) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（全国知事会：平成19年7月12日改正）
- (イ) 震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会：平成16年2月24日改正）
- (ウ) 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（県及び各市町村：平成8年2月23日改正）

5. 石油コンビナート等特別防災区域の災害対策

経済社会の急速な発展に伴い、人口及び大規模な工場等が太平洋ベルト地帯に集中し、千葉県においても東京湾沿岸の埋立地に、石油精製工場を中心とする高密度な工場地帯が形成されている。

本県では、かかる石油コンビナート等の地域の特殊性に鑑み、昭和43年7月に市原市、袖ヶ浦市(当時「町」)の石油コンビナート地帯を対象に「石油コンビナート地帯等産業災害対策計画」を策定し、防災の推進を図ってきたが、昭和50年12月に石油コンビナート等災害防止法が制定されたことにより、昭和51年7月に市川市から君津市に至る7市(当時「6市1町」)の臨海部が、石油コンビナート等特別防災区域に指定され、防災体制のより一層の推進が図られているところである。

平成19年4月1日現在の特別防災区域の概況は、次のとおりである。

千葉県石油コンビナート等特別防災区域概況

区分	区域面積 k m <sup>2</sup>	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その他事業所 ※(うち石油を取扱う事業所)
		石油 千 kℓ	高压ガス 百万Nm <sup>3</sup>	総数	第一種事業所 (うちレイト事業所)	第二種事業所	
京葉臨海北部地区	2.86	265 (1.32%)	6 (0.26%)	6	5 (0)	1	80 (31)
		25 (0.13%)	0 (0.00%)	2	1 (0)	1	14 (14)
		290 (1.44%)	6 (0.26%)	8	6 (0)	2	94 (45)
京葉臨海中部地区	45.20	433 (2.16%)	30 (1.25%)	8	5 (3)	3	88 (18)
		14,821	2,087	37	18	19	70

			(73.70%)	(86.95%)		(16)		(41)
	袖ヶ浦市		4,462 (22.19%)	258 (10.74%)	16	7 (4)	9	22 (22)
	小計		19,716 (98.04%)	2,375 (98.95%)	61	30 (23)	31	180 (81)
千葉臨海南部地区	木更津市	12.51	105	19	4	3	1	63
	君津市		(0.52%)	(0.79%)		(2)		(25)
	小計		105 (0.52%)	19 (0.79%)		3 (2)		1 (25)
合計		60.57	20,110 (100.00%)	2,400 (100.00%)	73	39 (25)	34	337 (151)

資料：平成19年度石油コンビナート等実態調査

※ 各消防機関で把握している危険物取扱事業所数

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制

石油コンビナート等災害防止法に基づき、千葉県石油コンビナート等防災本部が中心となって、関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。

ア 千葉県石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等特別防災区域が所在する都道府県には、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が常置され、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害等における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

イ 消防機関

石油コンビナート等特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には現地本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある石油コンビナート等特別防災区域にかかる消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、この中核たる市町村消防機関が、石油コンビナート等特別防災区域にかかる災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正し、当該市町村の区域内に石油コンビナート等災害防止法施行令第8条の規定により、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車（以下「三点セット」という。）を備え付けなければならない特定事業所がある場合には、当該市町村にも三点セットを配置するものとされた。

本県では、昭和60年度をもって各市に三点セットの配置が完了した。

ウ 特定事業所等

石油コンビナート等特別防災区域における特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法により、自衛防災組織の設置及び防災管理者等の選任が義務付けられている。また、一の石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業所は、一体的な工場群を構成し、相互に密接に関連して地域的連帯関係を有していることから、石油コンビナート等災害防止法は、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

平成19年4月1日現在、73の自衛防災組織、10の共同防災組織、6の区域協議会が設立されている。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域の防災対策

ア レイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所につい

ては、当該第一種事業所の新設、またはこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更する際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、規制を実施している。

千葉県石油コンビナート等特別防災区域内における第一種事業所のうちレイアウト規制の対象となる第一種事業所は、平成19年4月1日現在25事業所となっている。

#### イ 防災体制査察

特定事業所及び共同防災組織における防災体制の充実、強化を図るため、昭和58年度から県（防災本部事務局）、地元消防機関及び海上保安部（署）が合同して査察を行い、現地指導をしている。また、平成10年度から、人的被害や、異常現象が多発する事業所に対しては、特別に査察を実施するなどの強化を図ったところである。

査察実施状況（過去3年間）

区 分		査察実施事業所等の数		
		16年度	17年度	18年度
北部	市川市	1 (1)	2 (－)	1 (－)
	船橋市	1 (1)	0 (－)	0 (－)
中部	千葉市	1 (1)	2 (1)	5 (1)
	市原市	11 (1.5)	10 (1.5)	14 (－)
	袖ヶ浦市	4 (0.5)	3 (0.5)	8 (－)
南部	木更津市	1 (－)	0 (－)	0 (－)
	君津市	1 (－)	1 (－)	3 (1)
計		19 (5)	19 (5)	31 (2)

表中の（ ）内は共同防災組織数で外数である。2市にまたがった共同防災組織を0.5とした。

#### ウ 防災相互通信用無線の整備

石油コンビナート等特別防災区域の発災現場での防災関係機関相互間の連絡を確保するため、防災本部では昭和54年度に防災相互通信用無線局を設置し、その効果的な運用を図っている。

防災本部の管轄する無線局は、統制局（千葉県）21局、調整局（消防本部）8局、防災関係機関局27局、端末局（特定事業所等）93局の合計149局である。

#### エ 補助事業

石油コンビナート等特別防災区域内における災害の発生及び拡大の防止等のため、消防庁では石油コンビナート等特別防災区域所在市町村が行う三点セットの整備事業に対して、消防防災設備整備費補助事業により助成を行うほか、県においても補助（石油コンビナート用防災施設整備補助事業）を実施し、施設の整備促進を図ってきたところである。

この補助を受けて、昭和51年度から昭和60年度までに、6団体で、大型化学消防車7台、大型高所放水車7台、泡原液搬送車7台が整備された。

なお、老朽化した車両については、逐次更新されている。

#### オ 泡消火薬剤の共同備蓄

大規模な災害が発生した場合に備えて、県・市及び特別防災区域協議会の三者により共同で消火薬剤を備蓄することとして、昭和56年度から5か年計画で始め、昭和60年度をもって完了した。

県備蓄分については、平成2年度から高性能泡消火薬剤に更新している。

共同備蓄量

(単位：kl)

機関名 \ 地区名	北 部	中 部	南 部	計
県	51.64	128.52	1.44	181.60
市	51.44	128.48	1.42	181.34
協議会	51.44	128.48	1.42	181.34
計	154.52	385.48	4.28	544.28

防災関係機関・特定事業所等の消防力の現況

(平成19年4月1日現在)

機関等別	単位	防 災 要 員 ・ 吏 員	大 型 化 学 消 防 車	大 型 高 所 放 水 車	泡 原 液 搬 送 車	大 型 化 学 高 所 放 水 車	甲 種 普 通 化 学 消 防 車	普 通 消 防 車	小 型 消 防 車	普 通 高 所 放 水 車	乙 種 普 通 化 学 消 防 車	可 搬 式 放 水 銃	泡 放 水 砲	耐 熱 服 着	空 気 又 は 酸 素 呼 吸 器	オ イ ル フ ェ ン ス	オ イ ル フ ェ ン ス 展 張 船	油 回 収 船	消 防 艇	流 出 油 等 防 止 堤	消 火 用 屋 外 給 水 施 設	非 常 通 報 設 備	泡消火薬剤(3%換算)						
																							合 計	非水溶性				水 溶 性 用	
																								非水成膜		水性			
																								た ん 白	ふ つ 化 たん 白	界 面 活 性 剤	水 成 膜		
千葉県海上保安部																600	1						6.0			6.0			
木更津海上保安署																								0.2			0.2		
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	1	0	0	0	0	0	0	6.2	0.0	0.0	6.2	0.0	0.0
千葉県																								101.5			20.0	81.5	
総務部																2,140													
県土整備部																6,451													
農林水産部																3,900													
企業庁																342													
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,833	0	0	0	0	0	0	0	101.5	0.0	0.0	0.0	20.0	81.5
市川市	499	1	1	1				17			3	1		23	106	40				1				74.9			70.3	4.6	
船橋市	598			0				26			2	14	0	11	126	0								7.6			4.1	0.2	3.3
千葉市	935	1	1	2				27	25		8	34	3	26	331	400				1				54.8			2.2	48.8	3.8
市原市	396	3	2	2				15						9	149									85.0			50.1		34.9
袖ヶ浦市	128	1	1	1		1	6					7	1	10	46									16.3					16.3
木更津市	170						8	1		1	2			5	49									1.0			0.9		0.1
君津市	138	1	1	1			5	2			2	2	2	5	19									3.9					3.9
小計	2,864	7	6	7	0	1	104	28	0	14	87	6	89	826	440	0	0	2	0	0	0	0	0	243.5	0.0	0.0	127.6	52.9	63.0
特定事業所等																													
北部	自衛防災	175	0	0	0	0	0	1	0	0	0	15	1	3	6	3,060	0	0			1	6	6	54.7	15.7	21.8	15.2	0.0	2.0
中部	共同防災	72	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	2	810	1	0						55.5	0.0	11.2	44.3	0.0	0.0
南部	自衛防災	1,996	10	2	4	3	20	2	3	0	0	516	11	224	826	32,994	3	0			14	46	59	568.4	273.8	68.4	104.4	28.8	93.0
小計	共同防災	544	6	5	8	4		0	0		0	21	9	20	24	2,970	3	1						126.3	41.0	11.2	40.6	3.4	30.1
特別防災区域協議会																													
総計		5,714	24	14	21	8	22	107	31	0	15	651	30	344	1721	56,607	9	1	2	16	56	69		1385.2	340.5	112.5	536.7	125.9	269.6

(備考)

県所有分については、

- 市川市に備蓄用泡消火薬剤タンク1基(40kl)と消火薬剤(水溶性用6%) 43.9kl、オイルフェンス300m
- 船橋市に消火薬剤(水溶性用6%) 3.9kl、オイルフェンス180m
- 千葉市に消火薬剤(水溶性用6%) 4.0kl、オイルフェンス200m
- 市原市に備蓄用泡消火薬剤タンク3基(40kl)と消火薬剤(うち20k1は水成膜3%、残りは水溶性用6%) 97.7kl、オイルフェンス500m
- 袖ヶ浦市に備蓄用泡消火薬剤タンク1基(40kl)と消火薬剤(水溶性用6%) 27kl
- 木更津市に消火薬剤(水溶性用6%) 1.0kl
- 君津市に消火薬剤(水溶性用6%) 3.0kl、オイルフェンス300m

- 浦安市に消火薬剤(水溶性用6%) 1.0kl、
- 習志野市に消火薬剤(水溶性用6%) 1.0kl、オイルフェンス360m
- 富津市に消火薬剤(水溶性用6%) 1.0kl、オイルフェンス300mを管理委託している。

※ 防災要員 (総員) (法定) (現有)  
 自衛防災 2208人 260人 378人  
 共同防災 642人 103人 113人

## 6. 林野火災対策

最近の林野火災は、レジヤ人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、森林の利用者が多くなるに伴いその発生件数も多く、一度発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難をきわめ、大規模火災となるおそれがある。

このような情勢に考慮して、林野火災に対しては地上からの消火活動に併せてヘリコプターによる空中消火が不可欠であり、迅速な活動や効果的な運用を図るため、県内8箇所分散配置されていた空中消火資機材を平成19年11月から陸上自衛隊第1ヘリコプター団に全数を配置し、管理を委託している。

### ア 資 機 材

管理委託先 資機材	自衛隊
大型ヘリ用散布装置一式	8
ジェットシューター	9
収 納 倉 庫	2

さらに、空陸一体の林野火災防御体制を整備するため、消防本部及び自衛隊等の参加を得て、林野火災対策訓練を実施しており、これまでの訓練実施状況は次のとおりである。

林野火災消火訓練実施状況一覧

実施年月日	出先機関名	市町村名	訓練会場
S49.9.12	君津	君津市	郡ダム
S51.2.27	〃	〃	〃
S52.3.1	夷隅	勝浦市	勝浦ダム
S53.3.1	千葉	市原市	山田橋農業ダム
S54.2.2	安房	鴨川市	長狭中学校グラウンド
S56.2.18	夷隅	大多喜町	大多喜町久我原地先
S57.3.9	安房	天津小湊町	内浦山県民の森
S58.3.4	君津	君津市	郡ダム
S59.2.29	夷隅	勝浦市	勝浦ダム
S60.3.4	千葉	市原市	山倉ダム
S61.3.5	君津	君津市	郡ダム
S62.2.14	長生	長柄町	長柄ダム
S63.3.3	君津	富津市	マザー牧場
H元.3.11	安房	千倉町	千倉町総合運動公園
H2.3.1	君津	君津市	郡ダム
H4.3.1	千葉	市原市	高滝ダム（林野火災対策訓練に改めた）
H6.2.26	長生	茂原市	ひめはるの里
H8.2.24	君津	袖ヶ浦市	袖ヶ浦公園
H10.2.28	山武	東金市	東金ダム
H11.9.1	君津	木更津市	かずさアカデミアパーク（七都縣市合同防災訓練に含む）
H12.9.1	山武	東金市	千葉東テクノグリーンパーク（七都縣市合同防災訓練に含む）
H13.9.1	海匝	旭市	あさひ新産業パーク（七都縣市合同防災訓練に含む）
H15.9.1	千葉	八千代市	八千代広域公園用地（八都縣市合同防災訓練に含む）
H17.9.4	南房総県民センター	富津市	大貫中学校（八都縣市合同防災訓練に含む）
H20.2.14	君津	君津市	郡ダム

なお、林野火災対策としての水利は次の箇所を指定している。

- ①山倉ダム      ②郡ダム      ③戸面原ダム      ④小向ダム      ⑤金山ダム  
 ⑥佐久間ダム      ⑦長柄ダム      ⑧東金ダム      ⑨勝浦ダム      ⑩荒木根ダム

## 7. 油等海上流出災害対策

平成11年3月に千葉県地域防災計画で大規模事故災害対策、油等海上流出災害対策が策定された。

平成18年度は、4月13日に発生したイースタンチャレンジャー号の油流出により南房総市、館山市沿岸に油が漂着し、関係市町村とともに回収等の対応にあたった。その他、下記のような通報があった。また、県で保有する油防除資機材は次のとおりである。

### ア 油等海上流出通報一覧（平成18年度）

No.	種別	発生場所	発生(覚知)日時	原因等	備考
1	漏洩	大日本インキ化学(株)千葉工場	4月7日 8時40分	雨水排水溝に油分を含んだ排水が流れ込んだため、2箇所の排水口から油が流出したもの	事業所が排水口を閉鎖し、オイル吸着マットで対応
2	漏洩 漂着	館山市洲崎沖イースタンチャレンジャー号(E号)	4月13日 5時20分	E号(貨物船)×貨物船の衝突事故でE号が沈没し、C重油等が漏洩したもの	各機関が油処理剤、航走拡散で対応
3	漏洩	葛南港湾事務所前、日の出水路・栄水路	5月18日 15時20分	(株)クボタへ来場したトレーラーが燃料の軽油を漏洩させながら走行していたため、付近排水溝から海に流出したもの	葛南港湾、京葉港サービスが航走拡散で対応
4	漏洩	コスモ石油千葉製油所	5月27日 15時21分	施設内蒸留装置の試運転中に熱交換器から冷却用海水に軽油約20ℓが混入、雨水排水溝から軽油が海上へ漏洩したもの	施設内装置を停止させ、オイルフェンスで対応
5	漏洩	伊豆輸送(銚子市明神町2-270)	5月29日 10時頃	ドラム缶に貯蔵された廃油約60ℓが、ドラム缶の腐食により付近側溝から海上へ流出したもの	原因者によりオイル吸着マット及びひしゃくで回収、銚子海保が放水・航走拡散で対応
6	漏洩	南房総市白浜・乙浜港(水産振興公社白浜事務所取水口付近)	6月2日 13時頃	漁船が給油中に軽油をオーバーフローさせ、海へ漏洩したもの	原因者が油処理剤で、館山水産事務所がオイルフェンス展張及びオイルマットで、安房消防が放水拡散で対応
7	漏洩	船橋中央埠頭県営1号上屋前面	6月13日 9時5分	付近停泊中の船舶の燃料タンクに亀裂が生じ、燃料がバラスタンク内に混入し、当該タンク内の水を排水したことにより、燃料油が漏洩したもの	ダイドーコーポレーションが放水拡散で対応
8	浮流	浦安市境川河口付近	6月23日 8時20分	不明	千葉海保が航走拡散で対応
9	浮流	市川市真間川河口付近(富士港運付近)	6月23日 9時40分	不明	葛南港湾が航走拡散で対応

10	浮流	千葉港出洲埠頭から中央埠頭にかけて	7月5日 11時50分	付近の大王海運トラックステーションのトラックから油(油種不明)が漏洩していたもの	ダイドーコーポレーション、千葉海保及び千葉消防が航走拡散で、千葉港湾がオイル吸着マットで対応
11	漏洩	太東沖	7月9日 6時20分	タンカーと貨物船が衝突し、タンカーの燃料(A重油)が漏洩したものの	銚子海保が航走拡散で対応
12	浮流	千葉市中央区新港日本サイロ前面	7月25日 12時20分	不明	ダイドーコーポレーションがオイルフェンスを展開し対応
13	漂着	館山市船形海水浴場	7月28日 18時頃	不明	当該海水浴場で局所的にグリース状の油らしきものがあり、バケツ1杯分を回収したもの。
14	浮流	寒川船だまり	8月2日 14時00分	不明	自然拡散
15	漏洩	八幡運河・市原市八幡海岸9付近	8月3日 8時28分	不明	王子コーンスターチ(株)が万国旗型オイルマットで、市原消防が油回収ネットで対応
16	浮流	袖ヶ浦富士石油第3棧橋付近	8月8日 11時58分	不明	千葉海保にて現場付近を確認するも発見できず、自然拡散したものと思われる
17	漏洩	市川沖	8月24日 15時45分	船舶へA重油の積み替え作業中に誤って漏洩させたもの	千葉海保及びダイドーコーポレーションが放水・航走拡散で対応
18	浮流	千葉港湾事務所市原支所前海域	8月28日 11時00分	付近海域に車両が沈められていたことにより油が漏洩し、海面へ浮いてきたもの	沈められていた車両を引き揚げ、漏洩元を除去し対応
19	漏洩	船橋中央埠頭1号物揚場前面海域	9月7日 8時15分	付近路上に停車していたトラック荷台のスクラップから油が漏洩し海面へ広がっていったもの	葛南港湾が航走拡散で、漁協及び船橋消防がオイル吸着マットにて対応
20	漏洩	日川浜沖G号	10月6日 17時20分	神栖市知手の東約4kmの海域で、貨物船で火災が発生し、その後に座礁し、船体が3つに分断され、燃料、オイルが漏洩したものの	船体からの油の抜き取り、漏洩した油は放水・航走拡散で対応 県は県内海岸等の調査を行なうも油等流入は確認されなかった
21	漏洩	木更津市富士見3-4(仮設棧橋周辺)	10月10日 9時00分	仮設棧橋に係留している漁船から燃料、オイルが漏洩したものの	漁組がオイルスキミングネット、オイル吸着マットで、木更津海保、木更津港湾が航走拡散で対応
22	浮流	市原航路東側海域	10月17日 10時20分	不明	ダイドーコーポレーションが航走拡散で対応

23	浮流	京葉シーバース沖	10月19日 13時39分	不明	千葉海保が航走拡散で対応
24	漏洩	館山市富士見・館山漁港内	10月28日 8時3分	不明	海上自衛隊正門前の排水路から灯油らしきものが漏洩していたもので、自衛隊がオイルフェンスを展開、吸着マットで対応
25	漏洩	館山市西川名漁船転覆	11月8日 5時50分	漁船が風にあおられ転覆、燃料の軽油が約200ℓ漏洩したもの	オイルフェンスを港出入口に展開、船艇による航走拡散で対応
26	漏洩	船橋市高瀬町サッポロビル前岸壁付近水域	11月10日 15時50分	不明	王子物流等がオイルマットで対応
27	漏洩	市原市八幡海岸通り・王子コンスターチ工場付近	11月22日 14時頃	不明	千葉港湾がオイルフェンスで対応
28	浮流	船橋市潮見町港湾合同庁舎付近	11月29日 13時頃	不明	船橋消防がオイルフェンス、万国旗型吸着マットで、葛南港湾及び千葉海保が航走拡散、放水拡散で対応
29	浮流	市原市市原埠頭B岸壁付近	12月11日 14時35分	不明	海上及び付近排水口からの漏洩が確認されたため、吸着マットで対応
30	浮流	市川トピー海運岸壁前面水域	12月14日 12時55分	不明	葛南港湾、千葉海保及び水上警察が航走拡散で対応
31	浮流	船橋中央埠頭北H～I岸壁前面水域	12月14日 14時40分	不明	葛南港湾が航走拡散で対応
32	浮流	稲毛沖合(茜浜周辺)	12月17日 10時10分	不明	千葉海保及びガイドコーポレーションが航走拡散で対応
33	浮流	千葉市寒川船溜まり付近	1月16日 10時30分	不明	千葉海保が浮遊していた白色の液体(油でない模様)を回収する
34	漏洩	君津横水路(君津市人見地先)	1月23日 8時45分	日本金属㈱の地下埋設配管からA重油が漏洩したもの	日本金属㈱側でシート型吸着マットにより回収する
35	漏洩	船橋市潮見町港湾合同庁舎付近	2月23日 9時頃	不明	航走拡散及び自然拡散で対応
36	漏洩	船橋市日の出1丁目・京葉港サービス前船溜まり排水溝	3月22日 11時50分	不明	漁組が万国旗型オイルマットで、千葉海保が航走拡散で対応

イ 油防除資機材一覧（消防地震防災課所管）

配備場所	資材名 オイルフェンス (m)	油吸着材 (油吸着マット) (kg)	油回収ネット (m)	その他
浦安市消防署		340		
市川市東消防署高谷出張所	300	170		
市川市塩浜第2防災倉庫		170		
船橋市湊町水防倉庫	180	340		
習志野市中央消防署	40			
習志野市南消防署	320			
習志野市谷津干潟自然観察センター		238	40	
習志野市環境保全センター		136		
千葉市中央消防署臨海出張所	200	170		
県中央防災センター(コンテナ)				柄杓, ビニール手袋, レインコート, ジャベール, 各1,000, ゴム手袋, コーキング, 防塵マスク, 長靴, 各2,000
市原市水上消防署予定地(資材倉庫)	500	323		
県千葉港湾事務所市原支所(コンテナ)		1,641	340	油導入浮枠ポンプセット×3, 丸型組立水槽×6, バケツ500
県千葉港湾事務所袖ヶ浦支所(コンテナ)			3,300	
袖ヶ浦市震災備蓄倉庫		306		
木更津市震災備蓄倉庫		374		
君津市消防署	300	170		
新日鐵環境防災管理G倉庫		170		
富津市中央公民館倉庫	300			
富津市富津地区防災備蓄倉庫		136		
富津市大佐和地区防災備蓄倉庫		119		
富津市天羽地区防災備蓄倉庫		85		
県安房合同庁舎倉庫			1,040	
県水産研究センター				
勝浦市旧母子寮			1,040	
御宿町漁業協同組合倉庫		935		
銚子漁港事務所川口オイルフェンス倉庫			1,040	
計	2,140	5,823	6,800	

## 8 防災訓練・行事

災害対策基本法第 48 条及び千葉県地域防災計画に基づき、毎年各種災害に備え、関係機関の協力的体制の確立、県民の防災意識の高揚等を目的とした総合的な防災訓練や行事を実施しており、これまでの訓練等の開催地及び平成 19 年度防災訓練・行事の概要は次のとおりである。

### (1) 訓練開催地一覧表

#### 県総合防災訓練(会場訓練)実施状況一覧

実施年月日	市町村名	訓練想定
S39.6.3	千葉市	台風、大火災
40.6.10	市原市	工場爆発、流油事故
41.6.24	印西市	台風、水防
42.9.1	市川市	大地震
43.11.4	市原市	工場火災、流出油
44.9.20	船橋市	電車とタンクローリー車の激突 地下街及び工場火災
45.9.1	松戸市	大地震
46.6.30	成田市	台風、特殊建物火災
47.10.24	富津市	林野火災
48.11.14	袖ヶ浦町	タンク火災、流出油
49.10.29	千葉市	地震、デパート火災
50.10.30	白子町	大地震(房総沖)
51.10.22	館山市	〃
52.10.27	木更津市	〃
53.9.6	佐倉市	〃
54.10.31	浦安市	〃

#### (八都県市合同防災訓練※・千葉県会場訓練)

実施年月日	市町村名	訓練想定
第 1 回 55.9.1	千葉市(中央会場) 市川市(都県市境)	南関東地域における地震
第 2 回 56.9.1	松戸市	〃
第 3 回 57.9.1	袖ヶ浦町	〃
第 4 回 58.9.1	市原市	〃
第 5 回 59.9.1	鴨川市	〃
第 6 回 60.9.1	一宮町	〃
第 7 回 61.9.1	四街道市 館山市(津波対応)	〃
第 8 回 62.9.1	銚子市	〃

※平成 15 年度より七都県市から八都県市に変更となった。

## (八都県市合同防災訓練・千葉県会場訓練)

実施年月日	市町村名	訓練想定
第9回 63.9.1	船橋市(中央会場)	南関東地域における地震
第10回 H1.9.1	九十九里町	〃
第11回 2.9.1	木更津市	〃
第12回 3.9.1	柏市 御宿町(津波対応)	〃
第13回 4.9.1	佐原市 大網白里町(津波対応)	〃
第14回 5.9.1	富津市	〃
第15回 6.9.1	館山市	〃
第16回 7.9.1	浦安市(中央会場) 成東町(津波対応)	〃
第17回 8.9.1	印西市	〃
第18回 9.9.1	小見川町	〃
第19回 10.9.1	松戸市	中止
第20回 11.9.1	木更津市	南関東地域における地震
第21回 12.9.1	東金市	〃
第22回 13.9.1	旭市	〃
第23回 14.9.1	柏市(中央会場)	〃
第24回 15.9.1	八千代市	〃
第25回 16.9.1	浦安市	〃
第26回 17.9.3~4	富津市 木更津市(鉄道事故対応)	〃
第27回 18.9.2~3	四街道市 いすみ市(津波対応)	〃
第28回 19.9.1~2	市原市	首都直下地震

(2) 平成19年度防災訓練・行事

9月1日の防災の日を中心とする防災週間中〔8月30日～9月5日〕及び平成19年度中に実施済みの防災訓練・行事の概要は次のとおりである。

訓練・行事等	会 場	実施日	概 要
災害時ヘリコプター 臨時離発着場にお ける合同離発着訓 練	・八千代市 (市立阿蘇中学校) ・鎌ヶ谷市 (陸上競技場) ・白井市 (市立白井中学校)	5月26日(土)	行政機関(県・市町村)と防災関係機 関(陸上自衛隊)による合同離発着訓練 を実施することにより、各機関の連携強 化を図るとともに、千葉県地域防災計画 に策定された災害時臨時ヘリポートの実 地検証を行い、災害応急対策の万全を期 すことを目的に実施した。  臨時ヘリポートは400箇所以上に及 ぶため、訓練は今後も継続して実施する。
千葉県総合防災図 上訓練	県庁 浦安市 他	8月1日(水)	南関東直下型地震発災時における初動 活動について、県・浦安市・自衛隊等防 災関係機関が連携して、図上訓練を実施 することにより、県の災害対策本部の活 動の実効性を検証し、もって県の災害応 急対策業務の実践的な対応能力の向上を 図ることを目的に実施した。
第28回八都県市 合同防災訓練・ 千葉県会場訓練 (発災対応型訓練)	○石油コンビナ ー等防災訓練 市原市 五井南海岸地先 コスモ石油・丸 善石油化学 ○主会場訓練 市原市菊間 (仮称)スポレ ク健康スクエア 用地 ○避難所開設 運営訓練 ・市原市立 八幡東中学校 ・市原市立 辰己台中学校 ・市原市立 清水谷小学校	9月1日(土) ～2日(日)	千葉県総合防災訓練実施方針及び八都 県市合同防災訓練実施大綱に基づき、県 内直下地震を想定した発災型対応訓練と して、住民相互並びに防災関係機関等 との緊密な連携・協力による「自助」・「共 助」・「公助」を主眼とした実践的かつ 効果的な訓練を実施した。  第28回八都県市合同防災訓練・千葉県会場 訓練実施結果概要 <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bousai/taisaku/kunrengo.pdf">http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/a_bousai/taisaku/kunrengo.pdf</a>

<p>第3回八都県市 合同防災訓練・ 図上訓練</p>	<p>県庁 他</p>	<p>1月18日(金)</p>	<p>首都直下地震による都県域を越えた広域地震災害を想定し、八都県市で相互応援の調整ができる段階である発災12時間後からの対応について、防災関係機関と一体となった総合的かつ実践的な連携を図ることを目的に図上訓練を実施した。</p>
<p>第2回千葉県消防 広域応援隊合同訓 練</p>	<p>中央防災センター 県消防学校</p>	<p>2月1日(金) ～2日(土)</p>	<p>本県直下の大規模地震による甚大な被害が発生したとして、千葉県消防広域応援隊運用要綱に基づき、実践的な教育訓練を実施し、千葉県消防広域応援隊相互の技術、連携活動能力の向上並びに災害派遣医療チーム(DMAT)との連携及び支援活動能力の向上を図ることを目的に訓練を実施した。</p>

## 9. 千葉県防災行政無線について

県防災行政無線は、千葉県地域防災計画に基づき、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災情報の迅速かつ的確な受伝達を行う県防災行政無線を整備し運用している。

### (1) 「ふるさと千葉情報ネットワーク」事業

平成2～4年度の3か年継続事業で整備し、平成5年4月に運用を開始したものである。その後、「阪神・淡路大震災」の教訓を踏まえ、平成7～13年度まで整備拡充事業を実施し、ネットワークの充実強化を図った。

### (2) 「防災情報ターミナルちば」事業

平成18～20年度の3か年事業で上記の防災行政無線を再整備中である。

このネットワークは、通信回線を地上系（無線及び有線）と衛星系（地域衛星通信ネットワーク）の組み合わせにより構成し、一斉受信PC、ファクシミリ、映像伝送（県庁地球局及び衛星通信車から伝送）等のシステムの導入により高度情報通信が可能な防災行政無線システムとして構築されている。

本システムは、県庁と県出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関の276機関（平成19年4月1日現在）との間をネットワークで構成しており、地上系及び衛星系回線構成図は、図1～2のとおりである。

## 10. 千葉県防災情報システムについて

県では、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間で被害情報・指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報・地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民と共有して、的確な防災対策の遂行に資することを目的とした千葉県防災情報システムを整備した。

システムの構成は、県庁には各機能を提供するサーバ群を、県出先機関、市町村及び消防本部等130機関には専用端末を設置し、その間を電気通信事業者回線(光回線)で接続してネットワークを構築している。システムには、被害情報・指示情報の収集及び集計、気象情報・地震情報・津波情報等の伝達、物資管理等の防災関連情報のデータベース化等を行う機能があり、迅速かつ的確な防災対策を実施することが可能である。

また、県民に防災情報を提供するため「千葉県防災ポータルサイト」を新たに開設して、平時には気象情報や交通情報等を、災害発生時には被害情報や避難所開設情報等を提供している。

本システムは、平成16年度から18年度までの3か年で整備を行い、平成19年4月1日から運用を開始した。

なお、本システムの構成図は図3のとおりである。

## 11. 千葉県震度情報ネットワークシステムについて

県では、地震発生後の初動体制を早期に確立するために、県下56市町村（平成19年4月1日現在）全てに震度計（県設置74、気象庁震度計利用3、文部科学省震度計利用3）を設置し、各市町村の震度・加速度情報等をオンラインで収集するとともに、気象庁及び総務省消防庁（震度4以上）に配信し、テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて地震速報として公表している。

なお、本システムは、平成9年4月から運用し、平成18年度にサーバ及び計測器の更新を行った。